

世田谷区国民健康保険被保険者の同性パートナーへの傷病手当金相当額の
支給に関する要綱

令和3年2月16日
2世国保年第1946号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により死亡した世田谷区国民健康保険被保険者と同居して生計を共にする同性パートナー（当該被保険者と性別が同一である者であって、当該被保険者との関係が婚姻関係と同様の事情にあるものをいう。以下同じ。）に対して世田谷区国民健康保険条例（昭和34年11月世田谷区条例第14条。以下「条例」という。）付則第8条に定める傷病手当金に相当する額（以下「傷病手当金相当額」という。）を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「公正証書」とは、任意後見契約（任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第1号に規定する任意後見契約をいう。）に係る公正証書及び合意契約（被保険者及びその同性パートナー（以下「当事者」という。）が愛情及び信頼に基づく真摯な関係であること並びに当事者が同居し、その生活に必要な費用を分担する義務をそれぞれが負うことを明記した合意契約に限る。）に係る公正証書をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、条例、世田谷区国民健康保険条例施行規則（昭和34年11月世田谷区規則第10号）及び世田谷区国民健康保険傷病手当金実施要綱（令和2年5月1日2世国保年第242号）で使用する用語の例による。

(支給対象者)

第3条 傷病手当金相当額の支給を受けることができる同性パートナー（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 同居して生計を共にしていた被保険者が死亡し、かつ、当該被保険者に係る傷病手当金のうちその死亡時において支給されていないものがあること。

(2) 被保険者の死亡時において、当事者に係る公正証書が作成されていること又は当事者について世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（平成27年9月25日27世人男女第184号。）第3条第1項各号に掲げる要件を満たしていること。

(支給に関すること)

第4条 傷病手当金相当額は、前条第1号に規定する被保険者に係る傷病手当金のうちその死亡時において支給されていないものと同額とする。

2 前項に定めるもののほか、傷病手当金相当額の支給に関することについては、条例付則第8条から第10条までの規定及び新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給に関する国からの通知を準用して決定する。

(支給の申請)

第5条 区長は、傷病手当金相当額の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）に、次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、第5号に掲げる書類については作成していないとき、第7号に掲げる書類に

については戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項に規定する者が存在しない等の理由により取得することが困難であると区長が認めるときは、その提出を求めないものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額支給申請書（申請者記入用）（第 1 号様式）
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額支給申請書（申請者等記入用）（第 2 号様式）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額支給申請書（事業主記入用）（第 3 号様式）
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額支給申請書（医療機関記入用）（第 4 号様式）（被保険者が医療機関を受診していない場合にあつては、当該被保険者が新型コロナウイルス感染症により死亡したことを証明することができる書類）
- (5) 公正証書
- (6) 申請者に係る戸籍全部事項証明書（日本国籍を有しない者にあつては、婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びこれを日本語に翻訳した書類）
- (7) 被保険者に係る戸籍全部事項証明書又は除籍全部事項証明書（日本国籍を有しない者にあつては、婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びこれを日本語に翻訳した書類）
- (8) 誓約書（第 5 号様式）
（支給決定及び通知）

第 6 条 区長は、前条各号に掲げる書類の提出があつた場合は、その内容を審査し、傷病手当金相当額の支給が決定したときは決定した内容を新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額支給決定通知書（第 6 号様式）により、傷病手当金相当額の不支給を決定したときはその旨を新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額不支給決定のお知らせ（第 7 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第 7 条 区長は、申請者が偽りその他不正の手段により傷病手当金相当額の支給の決定を受けた場合は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金相当額支給決定取消通知書（第 8 号様式）により傷病手当金相当額の支給の決定を取り消し、支給した傷病手当金相当額を返還させるものとする。

（照会）

第 8 条 区長は、必要に応じて、第 5 条各号に掲げる書類の死亡した被保険者に係る診療行為、療養内容、勤務状況、給与等の支払状況等の記載事実の確認について、医療機関、事業者に照会を行い、当該者から照会に対する情報の提供を受け、処理を行うものとする。

（委任）

第 9 条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉政策部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月16日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第1号に規定する被保険者に係る傷病手当金の支給を受けることができる日が令和2年1月1日から世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年11月世田谷区規則第120号）に定める日までの間に属する場合に適用する。